

山火事は、一人ひとりの注意で防げます！

STOP! 林野火災

消えません！
かんたんには！！

写真：令和8年2月 秩父市浦山で発生した林野火災
問い合わせ

林野庁 関東森林管理局 埼玉森林管理事務所 総務グループ (TEL:0494-23-1260)
埼玉県秩父農林振興センター (TEL:0494-24-7215)
秩父消防本部 予防課 (TEL:本部代表0494-21-0119/直通0494-21-0121)

山火事を防ごう!!

 **たき火**は絶対にしない・させない 



山林内でのたき火は、飛び火による出火はもちろん、消したつもりでも見えないところの残り火により出火し、延焼につながります。



 **タバコ**の投げ捨ては絶対にしない・させない 



タバコのような小さな火種でも、大規模な火災につながります。山林内での喫煙は控えていただくか、必ず携帯灰皿等を携行してください。



林野火災警報等が発令されたら

○ 林野火災警報等とは？

2025年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災を受け、林野火災予防の実効性を高めるため、林野火災の多発期(1月~5月)に一定の気象条件に達した場合「**林野火災警報**」等が発令することとしました。

発令されると、「屋外における裸火で、火の粉が飛散する行為」が制限されます!

制限の対象となる行為



伝統行事や神事であっても、制限の対象となります!

対象外



七輪・炭火・コンロはOK



農業、林業を営むための焼却
日常生活を営む上の軽微な焼却
も例外なく**制限の対象**となります!



消防署への届け出について

火災と見間違えるような「煙」や「火」が出るような行為を行う場合は、予め消防署へ届け出が必要です! 詳しくは、最寄りの消防署へお問い合わせください。

注) 届け出は、焼却行為に対し許可をするものではありません。